

「福岡県働き方改革推進支援センター」 のご案内

『働き方改革』に取り組む事業主の皆さまを支援します。

就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、
社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます。

電話、メール、来所により相談を受付

【福岡県働き方改革推進支援センター】

お問合せや
ご相談は
こちらまで

電話：0800-888-1699（フリーダイヤル）

メール：fukuoka-hatarakikata@lec-jp.com

住所：福岡市中央区天神1-10-13

天神MMTビル7階

【受付時間】9：00～17：00（土・日・祝日を除く）

URL <http://partner.lec-jp.com/ti/hataraki-fukuoka/>

- ▶ ご希望に応じて、専門家が直接企業に訪問することも可能です。
- ▶ 出張相談会・セミナーも開催していますのでご活用ください。

働き方改革全般について、様々なご相談を受け付けます

例えば、以下のようなお悩みをもつ事業主の方からの
ご連絡をお待ちしております。

36協定について詳しく知りたい

非正規の方の待遇をよくしたい

賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい

人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい

助成金を利用したいが、利用できる助成金が分からない

等

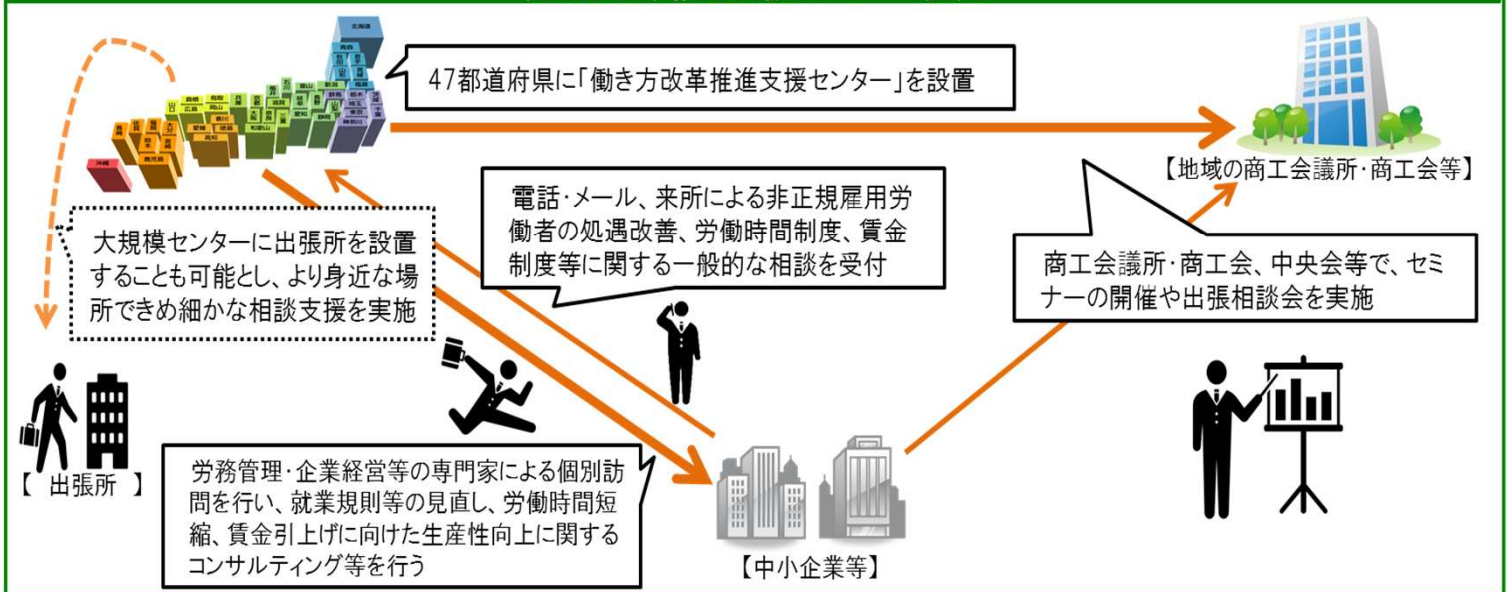
どうぞお気軽に、
ご相談ください。



中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

- ①「同一労働同一賃金ガイドライン案」等を参考とした企業における非正規雇用労働者の処遇改善
- ②過重労働防止に資する時間外労働の上限規制への対応に向けた弾力的な労働時間制度の構築や生産性向上による賃金引上げ
- ③人材の定着確保・育成を目的とした雇用管理改善や業種の特性に応じた業務プロセス等の見直し等による人材不足対応に資する労務管理に関する技術的な相談など総合的な支援を行うため、民間団体等の委託により、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、関係機関と連携を図りつつ、労務管理・企業経営等の専門家による個別相談援助や電話相談等を実施するとともに、商工会議所・商工会・中央会等におけるセミナー・出張相談会を実施する。
また、大規模センターに出張所を設置することも可能とし、より身近な場所できめ細かな相談支援を実施する。

働き方改革推進支援センターの設置



福岡県働き方改革推進支援センター

〒810-0001 福岡市中央区天神1-10-13 天神MMTビル7階

電話番号 0800-888-1699(フリーダイヤル)

メール fukuoka-hatarakikata@lec-jp.com

開所時間 9時00分～17時00分まで(土・日・祝日を除く)

開設日 平成30年4月17日(火)

URL <http://partner.lec-jp.com/ti/hataraki-fukuoka/>

